



確定申告の準備はお早めに

申告期間は
2月16日(金)～3月15日(木)

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期が近づいてきました。鳥取市役所での申告は、駅南庁舎と各総合支所で受け付けます。期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告しましょう。なお、国の三位一体改革の一環として行われる税制改正により、所得税から市・県民税への税源移譲が行われます。

所得 税

所得税は、自分で所得と税額を計算する申告納税制度になっています。所得と税額を正しく計算し、期限内に申告と納税をすませましょう。確定申告が必要な人は次のとおりです。

給与所得の人

次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

- ①給与収入が、2000万円を超える人
- ②給与所得、退職所得以外の所得合計額が、20万円を超える人

- ③2カ所以上から給与をもらい、主たる給与以外の給与収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が、20万円を超える人

※②と③については、20万円以下の場合でも市・県民税の申告が必要です。

給与所得以外の人

平成18年中に事業（商業、農業など）を営んでいた人、地代・家賃などの不動産収入のある人、雑所得（年金など）のある人、土地や建物、株式を売却した人などで、所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額よりも多い場合は必ず申告してください。

※農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く収支計算になりました。農業所得申告をする人は、収入と経費がわかるよう、通帳や領収書などを準備し、収支内訳書を作成してください。

所得税の還付

次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ①平成18年中途で退職し再就職していない場合
- ②多額の医療費を支払った場合（医療費控除）や、災害・盗難などの損害を受けた場合（雑損控除）など

- ③住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合（住宅借入金等特別控除）

- ④年末調整後に配偶者の所得や扶養家族数に変更があった場合

※還付申告は1月から受け付けています。

市・県民税

平成18年中に所得のあった人や、平成18年中に所得がない場合でも、国民健康保険に加入している人は市・県民税の申告が必要です。（国民健康保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行われるため、減額対象者であっても、申告しない場合は減額が受けられません。）

ただし次の人は除きます。

- ①所得税の確定申告をした人
- ②年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人

- ③収入が公的年金のみの人 ※社会保険料、生命保険料などの控除を受ける場合は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ①申告用紙、印鑑、通帳（還付申告の場合）
- ②平成18年中の収入、支出明細書や領収書、平成17年分収支内訳書控え
- ③平成18年分の給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
- ④医療費控除を受ける人は、平成18年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
- ⑤雑損控除を受ける人は、損害を受けた住宅や家財の明細書、領収書
- ⑥平成18年中に支払った国民健康保険料、国民年金保険料の額のわかるもの

※国民年金保険料で控除を受ける人は、支払金額証明書の添付が必要です。

- ⑦生命保険料、損害保険料控除を受ける人は、保険料の支払証明書

- ⑧寄付金控除を受ける人は、特定寄付金の明細書や領収書

- ⑨障害者や勤労学生を証明する書類

※65歳以上の人で知的障害者、または身体障害者に準ずる者として認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。詳しくは市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3454 まで

- ⑩住宅借入金等特別控除を新たに受ける人は、▷住民票の写し ▷借入金の年末残高証明書 ▷登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで取得日、床面積、請負代金などのわかる書類またはその写し ▷増改築・大規模修繕などは、建築確認済証の写しまたは検査済証の写しまたは増改築等工事証明書